

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
大和ハウス工業株式会社	6120001059662	大阪府大阪市北区梅田3-3-5

2 指名停止措置期間

令和4年1月7日～令和4年4月6日（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

大和ハウス工業株式会社は、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。

このことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年11月17日に近畿地方整備局長より22日間の営業停止処分を受けたものである。

また同社は、同法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、同法第28条第1項本文に該当するとして、上記処分と同日付で同局長より指示処分を受けたものである。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 官庁営繕部が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内